２　機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

３　機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならない。

（政府の出資）

第三十六条の六　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第三十六条の七　機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならない。

２　機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

第二節　設立

（定款の記載又は記録事項）

第三十六条の八　機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二　設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三　政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四　会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項

五　取締役会及び監査役を置く旨

六　第三十六条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

２　機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一　監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二　会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

（設立の認可等）

第三十六条の九　機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十　環境大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二　定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三　業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

２　環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第三十六条の十一　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第三十六条の十二　会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の十第二項の認可の後株式会社脱炭素化支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第三十六条の十三　会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節　管理

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第三十六条の十四　機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第三十六条の十五　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（脱炭素化委員会の設置）

第三十六条の十六　機構に、脱炭素化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第三十六条の十七　委員会は、次に掲げる決定を行う。

一　第三十六条の二十五第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二　第三十六条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三　前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

２　委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（委員会の組織）

第三十六条の十八　委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

２　委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

３　委員は、取締役会の決議により定める。

４　委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

５　委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

６　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

７　委員長は、委員会の会務を総理する。

８　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員会の運営）

第三十六条の十九　委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

２　委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。